

口之津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 理 由 書

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成12年の都市計画法の改正に伴い、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、都市計画の基本的な方向性を示すものである。

口之津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針については、平成16年5月に当初の都市計画決定を行い、その後、社会情勢の変化を踏まえた「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針」により集約型の都市づくり（コンパクトシティの構築）やまちなかの活性化などを推進する方針を定めるなどの第1回変更を平成27年3月に行っている。

今回、第1回変更から概ね10年が経過し、人口減少・高齢社会の進行・地球環境問題や財政悪化などの都市問題に対応するために、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度の考え方を活用し、集約型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワークの実現）を推進していくことで、地域の拠点に様々な都市機能を集積し集客力を高めてにぎわいを創出するとともに、地域における公共交通との連携及び利用促進を図っていくことを都市計画の目標に定める。

その他、現今の社会経済情勢などを踏まえ、口之津都市計画区域の概ね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び方針、主要な都市計画の決定の方針を定めた都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更を行うものである。